

# 沖縄県雇用再生特別事業補助金交付要綱

(平成21年3月25日制定)

(平成22年3月12日一部改正)

## (通則)

第1条 沖縄県雇用再生特別事業補助金(以下「補助金」という。)の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、沖縄県補助金等の交付に関する規則(昭和47年沖縄県規則第102号。以下「交付規則」という。)によるほか、この要綱の定めるところによるものとする。

## (交付の目的)

第2条 この補助金は、現下の厳しい雇用情勢を踏まえ、雇用失業情勢が厳しい地域において、地域求職者等の雇用機会の創出を図るために造成された沖縄県雇用再生特別事業基金(以下「基金」という。)を財源に、県内の市町村(広域連合及び一部事務組合を含む。以下同じ。)が、県内において雇用機会を創出する効果が高い事業を民間事業者等(民間企業、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に基づく特定非営利活動法人(以下「NPO法人」という。)、その他の法人又は法人以外の団体等)に委託して実施するために必要な経費を支援することによって、地域における継続的な雇用機会の創出を図ることを目的とする。

## (交付の対象)

第3条 この補助金は、地域における継続的な雇用機会を創出するために、市町村が実施する民間事業者等に対する委託により行う事業(以下「補助事業」という。)に対し交付するものとする。

## (補助金の要件)

第4条 補助事業については、別表に掲げる内容を要件とする。

## (補助金の率)

第5条 この補助金の補助率は10/10とする。

## (交付申請及び申請の限度額)

第6条 この補助金の交付を受けようとする市町村の長(以下「市町村長」という。)は、沖縄県雇用再生特別事業補助金交付申請書(様式第1号)を知事に提出しなければならない。

2 補助金交付申請の限度額は、別途通知する額とする。

## (交付決定)

第7条 知事は、前条第1項の規定による交付申請を受けたときは、当該内容を審査し、適当と認めたときは速やかに交付決定を行い、沖縄県雇用再生特別事業補助金交付決定

通知書（様式第2号）により市町村長に通知するものとする。

2 知事は、前項の通知に際し、必要な条件を付することができるものとする。

（交付申請の取下げ）

第8条 市町村長は、前条第1項の規定による交付決定通知を受けた後、この補助金の申請を取り下げようとするときには、交付決定の通知を受けた日から起算して20日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

（補助事業の変更）

第9条 市町村長は、補助事業を変更しようとするときは、あらかじめ沖縄県雇用再生特別事業補助金変更承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の承認に際し、必要な条件を付することができるものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第10条 市町村長は補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、沖縄県雇用再生特別事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助事業遅延の届出）

第11条 市町村長は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合には、速やかに沖縄県雇用再生特別事業遅延報告書（様式第5号）により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

（補助事業の実施状況報告）

第12条 市町村長は、上半期末（9月末）の補助事業の実施状況について、その年度の10月8日までに沖縄県雇用再生特別事業実施状況報告書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

なお、知事が必要があると認めるときは、適宜、補助事業の実施状況について市町村長に対して報告を求めることができるものとする。ただし、知事は報告期日の7日前までに、その旨を通知しなければならない。

（補助事業の実績報告）

第13条 市町村長は、補助事業が完了したときはその日から起算して20日を経過した日又は翌年度の4月20日のいずれか早い日までに沖縄県雇用再生特別事業補助金実績報告書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第14条 知事は、前条の規定による実績報告を受けたときは、当該報告に係る補助事業の実施結果が交付決定の内容（第9条第1項に基づく承認をした場合には、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、沖縄県雇用再生特別事業補助金確定通知書

(様式第8号)により、市町村長に通知するものとする。

- 2 知事は、市町村長に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、沖縄県雇用再生特別事業補助金返還命令通知書(様式第9号)により、その超える部分の額の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該返還命令のなされた日から起算して20日以内とし、期限内に納付されない場合には、知事は未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利5.0%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

- 第15条 この補助金は、知事が必要であると認める場合は、補助金の交付決定の後に、当該交付決定額の9割を限度に補助金を概算払いできるものとする。
- 2 市町村長は、前項の規定により補助金の概算払いを受けようとするときは、沖縄県雇用再生特別事業補助金概算払請求書(様式第10号)を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

- 第16条 知事は、第10条の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合又は次に掲げる各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。
- (1) 市町村長が、交付規則若しくはこの要綱又はこれらに基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
  - (2) 市町村長が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
  - (3) 市町村長が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合
  - (4) 交付決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
  - 3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から当該返還命令がなされた日までの期間に応じて年利5.0%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
  - 4 第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第14条第3項の規定を準用する。この場合、「延滞金」を「加算金」と読み替えるものとする。
  - 5 知事は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。
  - 6 本条の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(関係書類の整備及び保存)

- 第17条 市町村長は、補助事業についての会計帳簿を整え、他の経理と区分して事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 市町村長は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して、前項の会計帳簿とともに事業の完了した日(第10条の規定による事業の中止又は廃止の承認を

受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間、保存しなければならない。

(財産の取得制限)

第18条 市町村が補助事業を実施する場合に必要となり取得する財産(補助事業の委託先が事業を実施する場合に取得する財産を含む。)は、取得価格又は効用の増加額が50万円未満のものとし、50万円以上の財産の取得は認めないものとする。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助事業の実施に関し必要な事項は知事が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成21年3月25日から施行し、平成24年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第13条から第16条までの規定については、同年5月末日まで効力を有するものとする。

## 別表（第4条関係）

### 補助事業の要件

#### 第1 補助事業

##### （1）事業の範囲

補助事業は次のとおりとする。

介護・福祉、子育て、医療、産業振興、情報通信、観光、環境、農林漁業、治安・防災、教育・文化等、国の推奨事例を参考に市町村が新たに企画した事業であること。（既存事業の振り替えでないこと）

建設・土木事業でないこと。

雇用機会を創出する効果が高い事業であること。

地域内にニーズがあり、かつ、今後の地域の発展に資すると見込まれる事業であって、地域における継続的な雇用が見込まれる事業であること。（草刈り、単純清掃等の軽作業、事業継続性が見込まれない調査研究事業等は除く。）

委託事業を行う事業主に対する委託費の支給事由と同一の事由により支給要件を満たすこととなる各種助成金のうち国及び県が実施するもの（国及び県が他の団体等に委託して実施するものを含む。）との併給はできないものとする。

##### （2）新規雇用する労働者

補助事業で新規雇用する予定の労働者の募集に当たっては、公共職業安定所への求人申込みのほか、文書による募集、直接募集等においても募集の公開を図るものであること。

補助事業で新規雇用する労働者の雇用期間は、原則1年以上とし、更新ができるものであること。

ただし、事業の性質上、当該事業に従事する労働者と1年間の雇用契約を締結することが適当でない認められる場合には、必要に応じて、6ヶ月以上1年未満の雇用期間についても認めるものであること。

労働者を新規雇用する際に、雇用保険受給資格者証、廃業届、履歴書、職務経歴書、その他失業者であることを証明できるものの提示を求めること等により、本人に失業者であるか否かの確認を行うものであること。

##### （3）補助事業の対象者

補助事業の対象者は、民間事業者等であって、補助事業を適確に遂行するに足りる能力を有するものとする。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体は、補助事業の対象者とはしないものとする。

##### （4）委託契約等

市町村における補助事業に係る委託契約の際には、各市町村の財務規則等に基づく競争性のある手続きを原則とするが、契約の性質又は目的が競争を許さない場合等については、例外的に随意契約に準じた手続きによるものとし、各市町村の財務規則等に基づき契約するものとする。

また、補助事業について請負契約を締結し、請負先を一般競争入札又は指名競争入札により決定する場合は、低入札価格制度、最低制限価格制度を適宜利用するものとする。

なお、委託契約等には、当該市町村において規定する事項のほか、次の事項を含めなければならないものとする。

事業の予定期間及び終了予定期日

予定される事業費及び人件費

事業に従事する予定の全労働者数及びそのうち新規雇用する予定の失業者の数

事業で新規雇用する予定の労働者の雇用期間

事業で新規雇用する予定の労働者の募集方法

受託者は、労働者を新規雇用する際に、本人が第1の(2)の の範囲に該当する失業者であることについて、確認するものであること。

委託者は、受託者が事業の実施に当たり第1の(1)から(3)に反した場合には、委託契約額の一部又は全部を返還させる権利を有するものであること。

事業が終了した場合は、前記 から までの事項(事業の期間、事業費及び人件費(賃金台帳等)、労働者名簿、新規雇用者の雇用契約書及び出勤簿、募集採用の経過のわかる資料)、事業の成果等を含む実績報告書を作成し、市町村に提出しなければならないこと。

前記 により委託契約額を確定した結果、概算払いにより受託者に交付した委託費に残額が生じたとき、又は、委託費により発生した収入があるときは、受託者は委託者に対し、返還しなければならないこと。

毎年度9月末時点における雇用・就業の状況の報告書の提出に係る事項

## 第2 その他

(1) 市町村は、前記第1の規定により事業を実施するとともに、併せて、自らの財源により、事業の上積みができるものとする。

(2) 前記第1の規定により各市町村が実施する事業について、年度毎の当該事業計画全体として、補助事業に係る経費のうち、失業者に向けられる人件費が2分の1以上あること。

なお、これは市町村の作成する年度毎の事業計画全体として判断されるものであり、個々の事業については、本事業の趣旨を踏まえ、効果的な運用に努めることとする。

(3) 市町村は、前記第1の規定により事業実施する際の人件費等の経費については、労働条件、市場実勢等を踏まえ、適切な水準を設定するものとする。

(4) 事業計画の策定や事業の実施に際しては、障害者、日系人その他就職が困難なもの等、特に各地域において支援が必要となる者の状況も踏まえ、こうした者に対し、雇用機会が提供されるよう配慮するものとする。

また、特定の失業者のみを対象者とした事業や教員等公務員の退職者対策のための事業とならないようにすること。

なお、新規雇用する労働者に関しては、第1の規定により実施する複数の事業に同一の者が重ねて就くことがないよう留意すること。

